

も勘案しつつ、田中総理より、同大使の發言中輕率と見られる部分があり、そのため国家公務員に對する國民の信用をそこなうこととなつたのは遺憾であり、今後十分戒めよう訓戒を行なわれました。また私については、事の経緯を各方面に十分説明し理解を求めるとともに、自戒の上職務に精勵されたいとの注意がございました。

本件につき政府として今後どのように事を運ぶべきかについて——本件と申しますのは兩陛下の御訪米の問題でございますが、につき政府として今後どのように事を運ぶべきかについては、まず部内で十分検討の上慎重に對処したいと考えております。いづれにいたしましても現時点におきまして、具体的な御訪米時期は白紙であり、米國との間でも、近い将来日米双方にとって都合のよい時期に實現することを希望するという以外に何ら具体的な申し合わせはございませんし、外交上の折衝もまだ行なつておりません。

○木村委員長 次に、第七十一回国会において、交換公文等の取り扱い問題につき、外務省に對して、これを検討の上、当委員会に對しなるべく早い機会に報告するよう要請しておきましたところ、大平外務大臣から、本件に關し報告したいとの申し出がありますので、これを許します。外務大臣大平正芳君。

○大平國務大臣 議會制民主主義制度のもとにおいて国会の條約審議權を十分に尊重することは政府の當然の責務であり、なかならず國民の權利義務に對し重大な影響を与えるような條約につきましても、国会の審議を十分に尽くしていただかなければならないことは言うまでもありません。このため、條約の国会提出の問題については、政府としては、このような基本的態度に立ち、日本國憲法の精神と規定に従ひ、十全の措置を講じていくべきものと心得ております。

改正議定書の審議に際し、今後同協定第九条に定める濃縮ウランの対日供給ワクを変更する交換公文を取りかわした場合には、外務委員会理事會に御報告することをお約束し、また、國際コア協定の審議に際し、同協定のごとき國際商品協定締結につき国会の承認を求めている場合に、やむを得ざる事情により国会の承認に先立ち政府がとつた暫定的適用措置に關しては、これをすみやかに外務委員会に御報告する所存であることを申し上げたのも同じ趣旨によるものであります。

このほかに、先国会においては、より一般的な問題として、交換公文等の取り扱いに對して外務省に對して検討方針御要望があり、政府としての結論を得次第御報告することといたしました。本件については、政府は、その後も鋭意検討を進めてまいりましたが、本日は、本件に關する政府の見解を御報告申し上げます。

本件に關し外務委員会において提起された問題は、具体的には、憲法第七十三條三號に基づき、その締結につき国会の承認を経るべき條約の範圍は何か、及びその他の國際條約のうち、一定のものについては国会に報告すべきではないかとの二点に集約されると考えます。

第一の国会の承認を経るべき條約についてでございますが、憲法第七十三條三號という條約は、単に何々條約という名稱を有するものに限られませんが、他方、政府が締結するすべての國際條約をさすものではありません。この点については、わが國の憲法學說も一致して認めるところであります。また、わが國と同じく議會制民主主義制度を採用している諸外國の憲法及び慣行においても、一定範圍の國際條約は行政府限りで締結し得ることとされております。わが國の憲法上、いかなる國際條約が国会承認條約に該當するかについては、政府の見解は、次のとおりであります。

規定に基づく国会の立法權にかかわるような約束を内容として含む國際條約の締結には當然国会の承認が必要であります。ここでいう国会の立法權にかかわるような約束を内容として含む國際條約とは、具体的には、當該國際條約の締結によつて、新たな立法措置の必要があるか、あるいは既存の国内法の維持の必要があるか、あるいは既に国会の審議をお願いし承認を得ておく必要があるものをさすものであり、領土あるいは施政權の移転のごとき、立法權を含む國の主權全体に直接影響を及ぼすような國際條約もこのカテゴリーに入ると考えられます。

次に、いわゆる財政事項を含む國際條約も国会承認條約に該當いたします。憲法第八十五條は、一國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基づくことを必要とする旨を定めております。したがつて右の憲法の規定に基づき、すでに予算または法律で認められている以上に財政支出義務を負う國際條約の締結には国会の承認が得られなくてはなりません。

第三のカテゴリーとして、ただいま申し上げたような法律事項または財政事項を含まなくとも、わが國と相手國との間あるいは國家間一般の基本的な關係を法的に規定するといふ意味において政治的に重要な國際條約であつて、それゆゑに、効のために批准が要件とされているものも国会承認條約として取り扱われるべきものであります。特定の國際條約に拘束される旨の國家の意思表示の形式としては、批准、受諾、承認、署名等がありますが、これらの諸形式のうち、批准は最も重い形式とされておられ、一般に、締結國相互間あるいは國家間一般の基本的な關係を法的に規定するといふ意味において、當事國により政治的重要性を有すると認められた國際條約は、批准を發効要件とするのが國際的な慣行になつております。

このように批准條約は、國際的に條約として典型的なものでありますので、わが國の憲法上も、かかる國際條約の締結については国会の承認を経るべきものと考えます。

次に、その他の國際條約について申し上げます。国会承認條約に該當するかどうかの基準は、以上申し上げたとおりであります。他方、すでに国会の承認を経た條約や国内法あるいは国会の議決を経た予算の範圍内で實施し得る國際條約につきましても、行政取りきめとして、憲法第七十三條二號にいう外交關係の処理の一環として行政府限りで締結し得るものであります。なお、多くの行政取りきめは、交換公文という形式をとっておりますが、行政取りきめであるかいは、かかる形式いかによるのではなく、あくまでも、その内容が前述のような国会の承認を要する國際條約に該當するかによることは、申すまでもありません。

ところで、行政取りきめであっても、国会承認條約を締結するに際して補足的に合意された當該條約の實施、運用あるいは細目に関する取りきめについては、政府は、国会の條約審議權尊重のためから、當該條約の国会審議にあつては、従来から、国会に參考としてこれを提出してきております。政府としては、今後は、この趣旨を一そう徹底させ、條約自体について国会の承認が得られた後に結ばれた同種の行政取りきめについても、當該條約を承認した国会として、その條約がどのように實施あるいは運用されているかを把握しておく上で必要と思われ重要なものは、締結後できる限りすみやかに外務委員会に資料を提出することといたしたいと存じます。

○木村委員長 國際情勢に關する件について調査を進めます。

○石原委員 昨日本日の外交に非常にいろいろな問題が続いてございました。これに對して外務省の對処の不備が云々されておりますし、また、それについていろいろな憶測、批判もござります。